

女性活躍と子育て支援に取り組む企業等を募集します



いわて女性活躍 企業等認定制度

制度概要

女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業等を「いわて女性活躍認定企業等（ステップ1）」、「いわて女性活躍認定企業等（ステップ2）」として認定します。

対 象

岩手県に本社または主たる事業所を置く企業、個人、法人及び団体。



いわて子育てに やさしい企業等 認証・表彰制度

制度概要

仕事と子育ての両立支援など男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業等を認証し、また、顕著な成果があった企業を表彰します。

対 象

岩手県内に本社または主たる事務所があり、常時雇用する労働者の数が100人以下の中小企業等。



いわて女性活躍企業等認定制度

いわて子育てにやさしい企業等認証制度

共通のメリット

- 県のホームページ等により、広く県民に紹介します。
- 職業安定所の求人登録票に表示できます。
- 県単融資制度（県商工観光資金）にかかる保証料率の引下げ(0.05%)の対象になります。★☆
- 日本政策金融公庫の特別貸付制度「働き方改革推進支援資金（地公体推進施策関連）」を利用できます。★☆
- 県が発注する特定の施策に係る物品納入(10万円以下)と印刷物製作業務(30万円以下)の契約について優先されます。★☆
- 2019、2020 県営建設工事競争入札参加資格審査基準の技術等評価点数の加点項目への追加★(令和元年6月～)

★印については、いわて女性活躍企業等認定制度はステップ2のみ対象となります。

☆印については、制度の利用にあたり各種要件がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

いわて子育てにやさしい企業等認証制度のメリット

- (公財)いきいき岩手支援財団の「子育てにやさしい職場環境づくり助成金」の対象になります(最大30万円)。

問い合わせ・申請書提出先

■ いわて女性活躍企業等認定制度

いわて女性活躍企業等認定

検索

環境生活部若者女性協働推進室 女性活躍支援担当 TEL 019-629-5346

申請書のダウンロード

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/seishounendanjo/1004930/1004931.html>

■ いわて子育てにやさしい企業等認証・表彰制度

いわて子育てにやさしい

検索

盛岡広域振興局保健福祉環境部

019-629-6568

沿岸広域振興局保健福祉環境部

0193-25-2702

県南広域振興局保健福祉環境部

0197-22-2831

沿岸広域振興局大船渡保健福祉環境センター

0192-27-9913

県南広域振興局花巻保健福祉環境センター

0198-22-4921

沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター

0193-64-2218

県南広域振興局一関保健福祉環境センター

0191-26-1415

県北広域振興局保健福祉環境部

0194-53-4982

県北広域振興局二戸保健福祉環境センター

0195-23-9202

申請書のダウンロード

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kosodate/shoushika/1003469/1003472.html>

いわて女性活躍 企業等認定制度



いわて女性活躍認定企業等 ステップ1 認定基準

(1)、(2)の要件すべて満たす企業等

- (1) 企業等の経営トップ（代表者）が女性の活躍推進に向けた取組方針を従業員に対して宣言していること。
- (2) 次のいずれかに取り組んでいること。
 - ① 県が主催する女性活躍関連セミナーに参加している。
 - ② 女性社員・女性管理職を対象とした女性のキャリア形成につながる研修を実施している。（社外研修含む。）



いわて女性活躍認定企業等 ステップ2 認定基準

(1)、(2)、(3)の要件をすべて満たす企業等

- (1) 企業等の経営トップ（代表者）が女性の活躍推進に向けた取組方針を従業員に対して宣言していること。
- (2) 次のいずれかに取り組んでいること。
 - ① 今までに女性が少なかった職務に女性の配置を増員している。
 - ② 女性管理職の人数を増員している。
 - ③ 女性社員・女性管理職を対象とした女性のキャリア形成につながる研修を実施している。（社外研修含む。）
- (3) 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、岩手労働局に届け出していること。

**女性活躍と子育て支援に
取り組む企業等を募集します**

岩手県



いわて子育てに やさしい企業等 認証・表彰制度

認証 制度

認証基準

- (1) 次世代育成支援対策推進法第12条に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。
- (2) 子育て支援を推進する取組を行っていること。次の項目のうち、1項目以上の取組を行っていること。
 - ①育児・介護休業法の規定を上回る育児休業制度
 - ②育児・介護休業法の規定を上回る看護休暇制度
 - ③育児・介護休業法の規定を上回る勤務時間の短縮等の措置
短時間勤務制度、フレックスタイム制度、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
所定外労働をさせない制度、託児施設の設置運営
その他これに準ずる便宜の供与
 - ④出産や子育てによる退職者についての再雇用制度
 - ⑤所定外労働の削減のための措置
 - ⑥年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ⑦従業員が望む妊娠・出産を実現するための休暇制度等の措置（不妊治療等）
- (3) 育児・介護休業法に沿った育児休業制度及び(2)で取組を行っている項目を、就業規則又は労働協約に規定していること。
- (4) 「応援宣言」または、「企業内子育て支援推進員」を配置していること。次の項目のいずれかに取り組んでいること。
 - ①企業等の代表者が計画の内容等を積極的に推進していくことを「応援宣言」として従業員に対して宣言していること。
 - ②働きやすい職場環境の整備のため、「企業内子育て支援推進員」を配置していること。

表彰 制度

表彰基準

対象：認証企業等のうち、以下の表彰基準を満たす企業

- (1) 認証基準が実践されていること。
- (2) 次のような独自性、先進性のある優れた取組を1項目以上実践していること。
 - ①次世代育成支援対策推進法に基づく岩手労働局長の認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定）を受けていること。
 - ②男性の育児休業者の実績があること。
 - ③子の看護休暇を取得した男性従業員がいること（ただし、1歳に満たない子のために利用した場合は除く）。
 - ④3歳に達するまでの子を養育する従業員に対する短時間勤務の制度の措置を講じており、当該制度を利用した男性従業員がいること。
 - ⑤地域において、子育てを支援する取組を行うなど地域貢献していること。
 - ⑥その他従業員の子育てを支援する先進的な取組を行っていること。
- (3) 過去3年間に関係法令に係る重大な違反がないこと。